



税 理 士 行 政 書 士 中山慎也

₹227-0062 横浜市青葉区青葉台2-2-5 松本ビル5F TEL 045 (984) 1551 (代) FAX 045 (984) 3389

9月 16日・敬老の日 23日・秋分の日 (長月) SEPTEMBER

日	1	15	29
月	2	16	30
火	3	17	•
水	4	18	۰
木	5	19	۰
金	6	20	۰
土	7	21	•
日	8	22	•
月	9	23	•
火	10	24	•
水	11	25	
木	12	26	•
金	13	27	•
±	14	28	

9月の税務と労務

国 税/8月分源泉所得税の納付 9月10日 国 税/1月決算法人の中間申告

9月30日

国 税/7月決算法人の確定申告(法 国 税/10月、1月、4月決算法人の消 人税·消費税等) 9月30日

費税等の中間申告(年3回の 場合) 9月30日



ワンポイント e-Tax による相続税の申告

今年10月から所得税・消費税・贈与税等に加えて相続税もe-Tax による申告が可能となります。今年1月1日以降に相続等により 財産を取得した場合の申告が対象で、作成・送信できる帳票は「相 続税の総額の計算書」、「相続財産の種類別価額表」など。ただし、 納税猶予等の特例関係は対象外とされています。

改正 され 便利に な う た

ー つ 相 る に 的で いてすが良いない。 は難しい場合、遺言が事族対策……話し合いが良いとされていますは、次の優先順位で進は、次の優先順位で進 生 13 お H 一で進功 る がががなっ · 効果 ・ だけ んめざ 題 るせの

(2) 支払えるように考えておくこ納税資金対策……相続税を ح っです。

(3) 小などで 対 策、 生 前 贈 税 猶 与 子 Þ 制財

があります。 産の評価減 産の活用ない まのうち、な のが表現 でのうち、な のが表現 でのが、な でいる。 でい。 でいる。 でい。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でい。 でい。 でい。 でい。 でい。 でい。 でい。 争族対策として 方式式

- (1) が 効 作遺 公成言 自 公正証書遺言の内容の4 全文を手 言……遺 書き 言 者 でが
- (2)文 遺 日の内容を話れる正証書遺言・ にまとめて作 印して保管する方式 (署名は自筆) 正成する 公遺証言 こ言者がる言者が

(2) 向

記遺

建の

物本

偶例

者え

続 別

は 文

配

に ば

相

ま筆有対す証効策 整 筆 学証書遺 理 証 策今 ととも П は 言」が、 言 係る注意点について、、具体的な改正点と自言」が、変更されてい言」のうち、今年から「自 E 重 税 一要な争族 資 金 対 策 対 Þ 策 節 で

ン

1 改正 〈遺言書作成方法〉 点①

(1)

あ言 高齢者等しかし、 これまで これまでな りまし で自 __ 自 自 筆 書書書 書遺 する 言 必 は、 要 が遺

一部緩和するでいたことかのでいたことかの利用を することは、 上部い いたことから、旨の利用を妨げ 言内が の書容図 5 することで、 はかなり n 、この から、 まし げ 自書の一 い点が自然の労力 た。 利 日筆証書 要件 とさ 便 性 をれ書 0

図表

遺言書

齢者等にと

って全

多

数

0

財

産

文を

を自有

別紙目録一及び二の不 動産を法務一郎に、別紙 目録三及び四の不動産を 法務花子に相続させる。

> 今和无年七月五日 法務太郎 印

別紙目録 土地 所在 東京都… 地番 地目 地積 建物 東京都… 所在 家屋番号 種類 床面積 (↑パソコンで作成) 法務太郎 EP

Ξ 土地 所在 大阪府… 地番 地目 地積 建物 大阪府… 所在 家屋番号 種類 床面積 … (↑パソコンで作成) 法務太郎 EP

※財産目録には署名押印をしなければならないので、偽造も防止できる。 (出典:法務省資料を基に作成)

あ でせ る ŋ 同 ´ます 様、 どの 全て自書で行う必 本 文 は 要れ がま

よる より、パソコンなどによ 、パソコンなどによ 、については自書の ・ り、 で財可 _ は産 方、 界三者が発行した なく、 目 全文自 録に 『能であり、遺言者以外については、 は自書の必要が入りました本力 た対 による 外 が文 対産日 さらに のパ 財 ソ 作 成

がな録産

要となります。まページに遺言者の 書、書 た書類 い 両 面 ペ成 る 方法 に記 した場合に 面 自 紙 書 ○」などと記 署名押 によら b 貯 7 があ 可 金 能にな 通動確 TT印をしなけ、 める場合には には、財 また署 の写 内 た、 9 登 載 名 担 て 産 して 記 が は、 しなど) 冒 用 11 事 記 、ます。 紙印録録 貼 項 ばそのがのを なの両必各作 で付す さ に明れ

せ 図 表参 照

(3) とれそ付指 さばの記し と 同 法のな 、その効力を生じないこと変更の場所に印を押さなけ して、 変更の場所に印を押さなけしてこれに署名し、かつ、 、これを変更した旨を 言者 書による部 を が変更の場所を 正 部分る の場財 訂合産 正の目

よら

 Ξ された遺 改正点 (2) 言 書に 度

2

(1) 度 従 **ル来、** が無かったために、 筆 証 書遺言 は、



自 十筆 〒一年一月十 連用時期 週用時期。 月十 0) について適用さサ三日以後に作の見直しは、平

自 筆証 書遺 言の保管 制

作成後

2

続がに 言 **桃人によって隠匿が複数出てきたり** 書を預る「自 そこで、 れがありました。 らって隠匿または恋田てきたりするほか 今 回、 創 配設され 章証書遺²、公的機² L ま ĩ 言 関 変 か 造 た。 の保遺 言 の相書

1 (2) 管制度」が、 内容

保管申 申請 うになりまし 参すること 遺言者 書 保管 を行うことが 所は で、遺で、遺 遺言 を自ら できる 言 局 書保に 管持

ア

保管 また、 保管中 定める 画像 電 を保管するほ 磁的 遺言書保管所では、 める様式に該当しているた、遺言書が法務省令で優的な保存も行います。 ッ クも行 か、 遺 11 ・ます。 言書 を

7 とが することで、 保管制 言者は、 の返還や閲覧を求 11 Ċ できます て本人確認書類石は、法務局に目制度を利用し (いつでも遺言性認書類を提示と利用している Ø つるこ

言者の存命

は、

遺

相

人を含 中

> る ることが 人利用の 有無自: できませ 体も立 ず ん。

(3) ア 発生

において、電磁的に保存された遺言内容などについて 報証明書」を受け取ること ができます。遺言書情報証明書を受け取るか、遺言書情報記 の閲覧を行った場合は、遺言者のその他の相続人、受 言者のその他の相続人、受 に対して、遺言書が保管さ に対して、遺言書が保管さ 通れに知て対 行 者 知 相 され などは、 続 言 八人、 者 ます。 0) 受遺 死亡後、 玉 0) 法 遺 務 言言 局執者

(2)

知 かを法務局に問い合わせて、 **ሎ管され** が続 5 遺 成人などに該当すりない場合には、 保管されているかどう 言書 取ることが 保管事実証明書」を ている場合には、 0) 存在 言 日書は、家口の保管制品 できます。 を 相続 "する遺言 自 己がが 庚

(2)

自書

本 人以 でき遺 確認 保 閲

ま

判

所

0

認

が

不要となり

ます。 令 和 自 (3)書遺用 月 八十日からに置言の保管に

管制

は

施

行 度

され

3 作成のポイント自筆証書遺言

(1)

遺

言者の

要件

1 必 こと。 遺言能· 要です。 遺 言 力として、 時 K + 拞 歳 次 以 **の** 二 上 で 9

して、 学的 観 ೬ となります。 い場 の遺 遺 認知 言 観 合には、 単視されていた展点から判断が見言能力の有質 時 症 北力の有いなお、 で意 思 言自 能 ハケールの断する指摘 ます。 無を精 ケー 思力が 認 体 ・ルの点と 精神医 と精神医 と 力あ **がな** るこ

は、その遺言書は無効です。ま日はスタンプ等を利用した場合件です。本文は自書したが作成件の記載の自書が絶対条 日件 作成日の記 作成日の記 数が重視され 記載も作 が特 月吉 定でき 日 ح な

3 --- 9月号

勤続年数が5年以下の役員 等に退職金を支給したとき の退職所得の計算

退職により勤務先から受けた退職金等は 退職所得となります。この退職所得の金額 は、その年中に支払を受ける退職手当等の 収入金額から、その者の勤続年数に応じて 計算した退職所得控除額を控除した残額の 2分の1に相当する金額とされています。

ただし、役員等としての勤続年数(役員 等勤続年数)が5年以下の者(特定役員等) が、その役員等勤続年数に対応する退職手 当等として支払を受けるもの(特定役員退 職手当等)については、この残額の2分の 1とする措置はありません。

特定役員退職手当等についての退職所得 の金額の計算は、次のようにして行います。

(1) 特定役員退職手当等のみがある場合 特定役員退職手当等の収入金額ー退職所 得控除額

- (2) 特定役員退職手当等と特定役員退職手 当等以外の退職手当等がある場合 次の①と②の合計額となります。
 - ① 特定役員退職手当等の収入金額ー特 定役員退職所得控除額
 - ② | 退職手当等の収入金額-(退職所 得控除額-特定役員退職所得控除額)} ×1/2

特定役員退職所得控除額は、次の算式 により求めます。なお、使用人兼務役員 であった期間がある場合などで特定役員 等の勤続期間と特定役員等でない勤続期 間が重複する期間がある場合は、その重 複する勤続年数部分について調整計算を 行う必要があります。

- イ 重複期間がない場合 40万円×特定役員等勤続年数
- ロ 重複期間がある場合 40万円×(特定役員等勤続年数-重複 勤続年数(1年未満の端数は1年とす る)) + 20万円×重複勤続年数

遺留分 め 求がされ て ているときの相続 額 が

を知った日の翌日から上税申告書を作成し、相結でしていないときは、確定していないときは、確定していないときは、 る場合で、 留分の減殺請求に基づいた返 出し て返還または なけ 法定申告期 れば 分の なり ら相十続 減殺請求に 産の 限 ま 当該請 の ま カ せ 月以 開始 相続 h が

> 払の日い請の こととなります。払いすぎた相続税 に新 は、た 財産 また、 期限後申告書を提出に申告する必要が出た歴を得た方は、これに 遺留分 後申告書を提出する す。 の 減 が ごれ 請 、還付さ-I た場合 によい 1)

の請求を行いる日の翌日から日 確 定し たときは、 ま四 [ヵ月 これによ 以 内に更正 確 定

租税条約等に基づく情報交換制度

近年、法人はもとより個人の海外不正事 案も増えています。国税当局では、その対 策の一つとして納税者の取引等の税に関す る情報を外国の税務当局と互いに提供する 「租税条約等に基づく情報交換制度」を利 用して不正の把握に努めています。

租税条約等に基づく情報交換には、次の 3つの形態があります。

- ① 要請に基づく情報交換……個別の納税 者に対する調査で、国内で入手できる情 報だけでは事実関係を十分に解明できな い場合に必要な情報の収集・提供を外国 税務当局に要請するもの
- 自発的情報交換……自国の納税者に対 する調査等の際に入手した情報で外国税 務当局にとって有益と認められる情報を 自発的に提供するもの
- ③ 自動的情報交換……法定調書から把握 した非居住者等への利子や配当などの支 払等の情報を支払国の税務当局から受領 国の税務当局へ一括して送付するもの